

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、早朝出勤し、助手席に取引先のバイヤーを乗せ、配送途中で信号待ちをしていたところ、体調が急変し、同乗のバイヤーが呼んだ救急車によりC病院に搬送されたが、同病院にて死亡が確認された。死体検案書によると、直接死因：「大動脈解離」、死因の種類：「病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の虚血性心疾患等の発症及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の実事の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日付けE医師作成の意見書を踏まえ、被災者に発症した疾病は「胸部解離性大動脈瘤」(以下「本件疾病」という。)であり、発症日は平成〇年〇月〇日である旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、D医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者は通常の業務に従事していることが認められ、当審査会としても、一件記録を精査したところ業務に関する異常な出来事に遭遇した事実は認められないと判断する。

(4) 被災者の労働時間についてみると、審査官は、被災者が作成した「運転作業日報」等の各関係資料及び同僚のトラック運転手であるFを始めとした各関係者の申述等に基づいて、始業・終業時間及び休憩時間を推計の上、労働時間を算定しており、更には、被災者が発症前まで日頃、夕食を摂っていた飲食店の経営者の申述を算定の裏付けとするなどしており、当審査会としても、審査官の算定した労働時間は妥当なものであると判断する。

(5) したがって、以下審査官の算定した労働時間を用いて、労働時間に係る過重要因の有無について検討する。被災者の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても、被災者は、発症に近接した時期において、特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、被災者の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間をみると、発症前1か月の時間外労働時間数は54時間29分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最大で発症前4か月間の58時間06分であり、いずれの期間も80時間には達しておらず、また、被災者の担当業務は、従前から慣れ親しんだ同じ配送先に対する定期的な運搬業務であること等からみても、精神的緊張を伴う業務とも認められず、そのほか業務の過重性を評価すべき特段の事情も認められない。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者は、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものと認められないものと判断する。

(7) 健康状態等の業務以外の要因についてみると、D医師は、要旨、「本件疾病の原因は動脈硬化症であるところ、被災者は以前から高血圧、脂質異常、高尿酸症を指摘されていたが、通院は不定期で飲酒・喫煙を続けており、これらの因子と加齢により進行した動脈硬化症が発症の原因である。」と述べている。

(8) 以上のことからすると、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短時間の過重業務」及び「長時間の過重業務」のいずれも認められないから、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(9) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。